

全建労発第 47号
令和5年10月6日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月19日に東京都中央区のビル建築現場で鉄骨の崩落事故が発生したことを受けて、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、労働災害防止対策の徹底について、指導の要請がありました。

つきましては、貴協会の会員企業に対し、別添通知の事項につき、改めて、周知徹底していただきますようお願いいたします。

以上

(担当：労働部 吉田)



基安発 0928 第 1 号

令和 5 年 9 月 28 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長



ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

ビル建築をはじめとする建設工事における労働災害の防止につきましては、かねてからその徹底を図っているところですが、本年 9 月 19 日、別添のとおり、東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨建方作業中に鉄骨が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者計 6 名が被災し、うち 2 名が死亡するという重大な災害が発生したことは誠に遺憾であります。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、鉄骨建方作業における鉄骨の落下等については、極めて重大な災害につながるおそれが高いことから、同種災害の防止のため、特に下記の事項に留意の上、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底、有資格者の選任、要求性能墜落制止用器具等の適正な使用等について、会員事業場に周知、指導していただくよう要請します。

記

1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

ビル建築工事の施行計画の段階からリスクアセスメントを実施し、工法の安全性や作業の各段階における構造物及び仮設機材（ベント等の建方養生も含む。）の強度、安定性等について検討し、その結果に基づいて、構造物及び仮設機材等の崩壊・倒壊の防止等、必要な措置を講じること。また、構造物及び仮設機材等が健全な状態であることを随時確認すること。

2 作業計画の作成、作業主任者の選任等について

建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法及び順序、部材の倒壊等を防止するための方法等を定めた作業計画を作成し、関係労働者に周知させるとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業方法は、構造物及び仮設機材の支持

条件、荷重条件等に合致した方法とすること。

また、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、作業の直接指揮、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況の監視等、その職務を確実に実施させること。

3 要求性能墜落制止用器具等の適切な使用

高所作業であって手すり等を設けることが困難なとき等の場合においては、労働者に要求性能墜落制止用器具等を着実に使用させるとともに、その使用状況を監視すること。

また、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための適切な設備等を設け、異常の有無について随時点検すること。

(別添)

ビル建築現場における鉄骨崩落による墜落災害

1 発生日時

令和5年9月19日午前9時20分頃

2 発生場所

東京都中央区八重洲一丁目

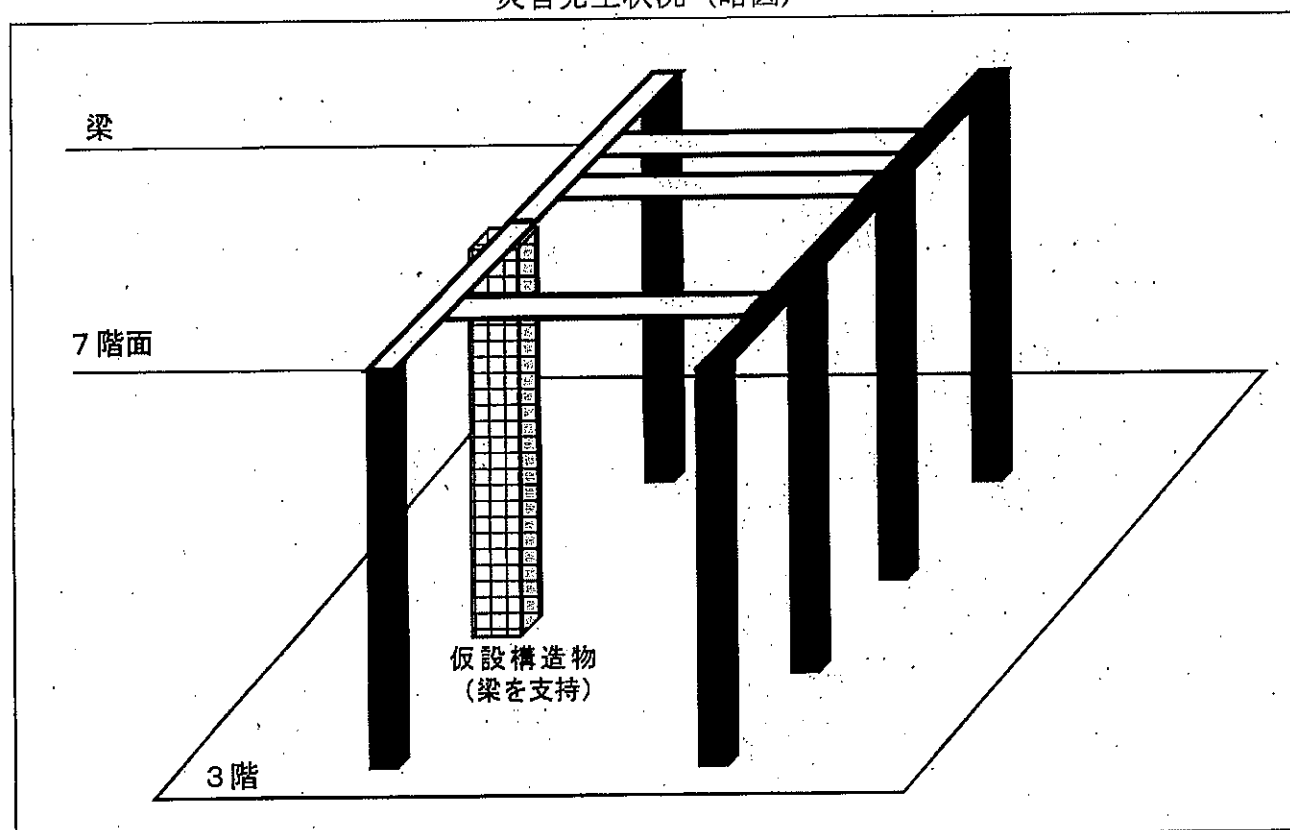
3 発生状況

災害発生時、既設の鉄骨支柱等（黒色部分）に梁となる鉄骨（白色部分）を設置する作業が行われていた。作業員は梁上（7階面）において梁の取り付け作業等を実施しており最後の梁を設置していたところ、何らかの原因で全ての梁及び梁を支持していた仮設構造物が3階まで崩落し、梁上で作業していた作業員5名が墜落した。また、階下で別の作業に従事していた作業員1名が飛散した部材に接触した。（下図参照）

4 被災状況

2名死亡、2名重傷、2名軽傷

災害発生状況（略図）



（注）上記の略図は現在調査中のもの。